

日本学術振興会 海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引（令和2年9月）
の変更箇所

下記のとおり変更し、令和3年4月1日より適用することとしましたので、変更内容についてご確認をお願いします。

項目	変更後（令和3年4月1日より適用）	変更前（令和2年9月版）
I-3	<p>(1) 海外特別研究員の義務</p> <p>海外特別研究員は、海外特別研究員事業が国民の貴重な税金を原資とすることに留意し、以下の義務を誠実に遂行しなければなりません。</p> <p>① 研究専念義務</p> <p><u>海外特別研究員は、</u>出産・育児・傷病に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、<u>採用期間中、</u>申請書記載の研究計画に基づき、<u>研究に専念しなくてはなりません。</u><u>このことは「海外特別研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではありません（※）が、「海外特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないように、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理してください。</u></p> <p><u>また、研究課題、研究計画の変更は原則としてできません。ただし、研究計画については、研究の進展状況による変更の必要があれば、必ずしもこの限りではありません。</u></p> <p><u>（※）報酬受給を伴う労働等に従事する場合は、後述の「(2) 他からの資金援助 ●労働等による報酬の受給について」に記載の要件を満たす必要があります。</u></p>	<p>(1) 海外特別研究員の義務</p> <p>海外特別研究員は、海外特別研究員事業が国民の貴重な税金を原資とすることに留意し、以下の義務を誠実に遂行しなければなりません。</p> <p>① 研究専念義務</p> <p>出産・育児・傷病に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、<u>受入研究機関において、</u>申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなくてはなりません。</p>
I-3	<p>(2) 他からの資金援助</p> <p>●研究資金以外の「他からの資金援助」について</p> <p><u>派遣期間中は、原則として国内外を問わず、他からのフェローシップ等同種の資金援助や、給与その他収入等（以下、「他からの資金援助」という。）を受給することはできません。</u>派遣期間中に新たに他のフェローシップ等を受けることとなった場合には、速やかに本会へ派遣期間短縮の連絡をしてください。</p> <p>ただし、以下に挙げるものについては、<u>海外特別研究員の研究専念義務を怠らない場合に限り、派遣開始後に例外的に受給することができます。</u>なお、<u>②又は③を受給する場合は、「研究資金等受給届」（様式23）を、⑧を</u></p>	<p>(2) 他からの資金援助</p> <p>●研究資金以外の「他からの資金援助」について</p> <p><u>派遣期間中は、原則として国内外を問わず、他からのフェローシップ等同種の資金援助や、給与その他収入等（以下、「他からの資金援助」という。）を受給することはできません。</u>派遣期間中に新たに他のフェローシップ等を受けることとなった場合には、速やかに本会へ派遣期間短縮の連絡をしてください。</p> <p>ただし、以下に挙げるものについては、<u>海外特別研究員の研究専念義務を怠らない場合に限り、派遣開始後に例外的に受給することができます。</u>なお、<u>②又は③を受給する場合は、「研究資金等受給届」（様式23）を提出し</u></p>

	<p><u>受給する場合は、「報酬受給報告書」(様式●)</u>を提出した上で、受給した資金が派遣国において課税対象にならないかどうかを各自で支給元に必ず確認し、手続に遺漏のないようにしてください。</p> <p>① 資格(I)に該当する者が我が国の所属研究機関から受ける給与</p> <p>② 海外特別研究員としての研究活動を継続するために必要な補填を目的として派遣先機関等から支払われる資金(「<u>研究資金等受給届</u>」(様式 23)を提出)</p> <p>③ 企業等との共同研究等に伴って支払われる資金(「<u>研究資金等受給届</u>」(様式 23)を提出)</p> <p>④ 学術賞等の賞金</p> <p>⑤ 医療保険加入のための保険料</p> <p>⑥ 研究資金の受給(下記「●研究資金の受給について」参照。)</p> <p>⑦ 派遣先機関や他の研究機関等から支給される、学会発表・研究打合せ等の際に提供される旅費等(29ページ「5. 一時帰国 (4)学会等の出張について」も参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費、宿泊費の実費は受給可。 ・学会への登録料や参加費は受給可。 ・日当(生活費相当)は受給不可。 ・宿泊費が日当に含まれる形で支給される場合は受給不可。 <p>⑧ <u>労働等による報酬の受給(下記「●労働等による報酬の受給について」参照。)</u>(「<u>報酬受給報告書</u>」(様式●)を提出)</p>	<p>た上で、受給した資金が派遣国において課税対象にならないかどうかを各自で支給元に必ず確認し、手続に遺漏のないようにしてください。</p> <p>① 資格(I)に該当する者が我が国の所属研究機関から受ける給与</p> <p>② 海外特別研究員としての研究活動を継続するために必要な補填を目的として派遣先機関等から支払われる資金(「<u>研究資金等受給届</u>」(様式 23)を提出)</p> <p>③ 企業等との共同研究等に伴って支払われる資金(「<u>研究資金等受給届</u>」(様式 23)を提出)</p> <p>④ <u>研究成果等を公表することに伴い生じる著作権料や執筆に伴う原稿料、講演等の際の講演料</u></p> <p>⑤ 学術賞等の賞金</p> <p>⑥ 医療保険加入のための保険料</p> <p>⑦ 研究資金の受給(下記「●研究資金の受給について」参照。)</p> <p>⑧ 派遣先機関や他の研究機関等から支給される、学会発表・研究打合せ等の際に提供される旅費等(29ページ「5. 一時帰国 (4)学会等の出張について」も参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費、宿泊費の実費は受給可。 ・学会への登録料や参加費は受給可。 ・日当(生活費相当)は受給不可。 ・宿泊費が日当に含まれる形で支給される場合は受給不可。
I-3	<p>●労働等による報酬の受給について</p> <p><u>派遣期間中に以下の1～3に示す条件を全て満たす労働等を行う海外特別研究員は、当該労働等に係る報酬を受給することができます。当該報酬を受給した場合は、「報酬受給報告書」(様式●)を提出してください。海外特別研究員採用内定時に既に受給中で、採用された後も引き続き受給する場合も本書類を提出してください。</u></p> <p><u>また、本様式は、派遣期間1年目に係る報酬については中間報告書の提出時(派遣開始1年経過後1か月</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

	<p>以内)に、派遣期間2年目に係る報酬については最終報告書の提出時(派遣終了後1か月以内)に提出してください。</p> <p>【受給条件】</p> <p>1. 海外特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと</p> <p>2. 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと※</p> <p>3. 従事する前に受入研究者に「報酬受給報告書」の内容を報告し、受入研究者が上記1～2に該当すると認めていること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※2における常勤職に準ずる職とは</p> <p>国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を想定していますが、渡航先地域・機関によって異なります。</p> <p>例えば、日本国内では雇用期間が1か月以上であり、週当たりの労働時間が20時間以上になる場合(80時間以上/月)は、研究専念義務を全うできないと判断できることから、常勤職に準ずる職と取扱いますので、それに準じた状況を想定しています。</p> </div> <p>※報酬の有無にかかわらず、営利企業の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等はできません。</p> <p>※報酬受給の可否は、雇用の有無で判断されるものではありません(講演料、原稿料、謝金、委員手当や業務委託も報酬に該当します)。</p>	
I-3	<p>(3) 海外特別研究員以外の身分</p> <p>海外特別研究員の派遣期間中は、資格(I)に該当する者の職を除き、原則として国内外問わず一切の常勤の職に就くことができません。資格(II)の者で常勤の職を有する者は、派遣開始に当たりその職を辞する必要があります。</p> <p>(中略)</p> <p>また、<u>以下の①～②に掲げる例等については、例外として海外特別研究員以外の身分を持つことを認めています。</u></p> <p>① 受入研究機関の研究施設を利用する上で必要となる場合や、「(2)他からの資金援助 ●研究資金以外</p>	<p>(3) 海外特別研究員以外の身分</p> <p>海外特別研究員の派遣期間中は、資格(I)に該当する者の職を除き、原則として国内外問わず一切の職に就くことができません。資格(II)の者で職を有する者は、派遣開始に当たりその職を辞する必要があります。</p> <p>(中略)</p> <p>また、<u>受入研究機関の研究施設を利用する上で必要となる場合や</u>、「(2)他からの資金援助 ●研究資金以外の「他からの資金援助」について」(3ページ参照)に記載の②補填を目的として派遣先機関等から支払われる資金、及び⑦研究資金の受給のために身分の取得を要する</p>

<p>の「他からの資金援助」について」(3ページ参照)に記載の②補填を目的として派遣先機関等から支払われる資金、及び⑥研究資金の受給のために身分の取得を要する場合は、形式的(雇用関係や給与支給がないかつ義務を生じない等)な身分<u>を持つこと</u></p> <p>② <u>報酬を受給するために必要な身分を持つこと</u> <u>(「(2) 他からの資金援助 ●労働等による報酬の受給について」参照)</u></p> <p>判断に迷う場合は、本会までお問い合わせください。</p>	<p>場合は、形式的(雇用関係や給与支給がないかつ義務を生じない等)な身分の取得が例外的に認められることが<u>あります。</u></p> <p>判断に迷う場合は、本会までお問い合わせください。</p>
---	---